

令和7年度「ひたちファンクラブ」運営業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 業務名 令和7年度「ひたちファンクラブ」運営業務委託

2 事業の趣旨

近年の社会情勢の変化や東京一極集中の進展により、本市においても人口減少や少子高齢化に伴う地域の担い手不足が大きな課題となっている。本市が将来的に持続可能な自治体として発展していくためには、市民のシビックプライドを高め、「地域に関心を持ち、自ら行動する人材」を育成・確保をしていくことが重要である。

本市では、これまで転出抑制や移住促進に取り組んできたが、「日立市に愛着を持ち、応援したい」という方々の存在は確認されているものの、そうした方々と継続的な関わりや将来の移住・定住促進につなげるための取組が十分ではない状況であった。

そこで、本市では「ひたちファンクラブ」を創設し、市内外を問わず本市に興味・関心を持つ人々が継続的に本市と関わる環境を整備し、様々な情報の発信・共有や、交流イベント・まちづくりに関するワークショップの開催等を通じて、関係人口の創出・拡大や地域づくりの新たな担い手となる人材の育成、地域経済の活性化、将来的な移住・定住の促進を図ることとする。

なお、本事業は、本年6月に閣議決定された『地方創生2.0基本構想』の柱の一つである「ふるさと住民登録制度」と同じく、関係人口の創出に寄与するものであり、国の施策に先行して実施することで、将来的に両事業の連携による相乗効果が期待される。

こうした背景を踏まえ、本事業を効果的に進めるための提案を広く募集し、本市のパートナーとなる事業者を総合的に選考して委託契約候補者を決定するため、公募型プロポーザルを実施する。

3 業務内容

(1) 業務内容 令和7年度「ひたちファンクラブ」運営業務委託
仕様書のとおり

(2) 業務委託期間 契約締結日から令和8年3月31日まで

なお、本事業は国の「新しい地方経済・生活環境創生交付金」活用事業であるため、3か年の継続事業を想定するとともに、令和10年度以降については受託者が収益を得ながら、本事業を継続し自走することを想定している。

※ 契約は単年度で実施する。更新については、事業実績を考慮し、市が判断するものとする。

※ 令和 8 年度及び 9 年度の委託料については、令和 7 年度と同額程度を想定しているものの、予算成立したのではなく、確約するものではない。

- (3) 見積限度額 7,000 千円（消費税額及び地方消費税額含む。）

※本業務に係る全ての経費を含む。

4 スケジュール

実施内容	期日等
(1) 公募開始	令和 7 年 7 月 2 日(水)
(2) 質問の締切	令和 7 年 7 月 7 日(月)
(3) 質問に対する回答	令和 7 年 7 月 9 日(水)～10 日(木)
(4) 参加申込書提出締切	令和 7 年 7 月 15 日(火)必着
(5) 参加資格審査通知	令和 7 年 7 月 18 日(金)
(6) 企画提案書提出締切	令和 7 年 8 月 1 日(金)必着
(7) 書類審査	令和 7 年 8 月 5 日(火)～8 日(金)
(8) プレゼンテーション審査	令和 7 年 8 月 19 日(火)予定
(9) 審査結果通知	令和 7 年 8 月 22 日(金)予定
(10) 契約締結	令和 7 年 9 月予定

5 参加資格

本事業に関する十分な知識及び技術を有し、次に掲げる要件を全て満たしている事業者であること。また、連携協力企業（参加する者と協力し、当該参加する者の責任の下に業務の一部を行う者）がある場合は、当該連携協力企業が次に掲げる要件のうち(2)から(7)を満たしていること。

- (1) 参加申込みの時点において、法人格を有し、以下のいずれかの要件を満たす者。

ア 日立市内に本社(店)又は支社(店)、営業所等を有する者であること。

イ 日立市内において、まちのイメージアップ・認知度向上に資する事業やまちの資源を活用し、その魅力を市内外に発信する事業を実施した実績を有すること。

- (2) 参加申込みの時点において、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定による制限を受ける者でないこと。

- (3) 参加申込みの時点において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基

づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

- (4) 地方税及び国税について滞納がないこと。
- (5) 財務状況等から業務の遂行が困難となるおそれがないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びそれに準じる団体ではないこと。
- (7) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員及びそれに準じる者ではないこと。

6 実施要領など関係書類の配布

本市ホームページから関係書類をダウンロードすること。

なお、窓口での配布は行わない。

7 プロポーザル参加申込書の提出

- (1) 受付期間 令和 7 年 7 月 2 日（水）から 7 月 15 日（火）まで
- (2) 提出書類（各 1 部）
 - ア 様式 1 参加申込書
 - イ 様式 2 参加資格に関する申立書
 - ウ 様式 3 会社概要書
 - エ 様式 4 活動実績調書
 - オ 履歴事項全部証明書 ※提出日において発行日から 30 日以内のもの
 - カ 地方税及び国税に滞納がないことを証明するもの
- (3) 提出方法

広報戦略課へ事前に電話連絡の上、提出書類を持参、又は郵送で提出すること。ただし、持参の場合の受付は平日午前 9 時から午後 5 時までとし、郵送の場合は受付期間内必着とする。
- (4) 参加資格の審査

参加資格の審査結果は、令和 7 年 7 月 18 日（金）までに、参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

8 質疑及び回答

- (1) 受付期間 令和 7 年 7 月 2 日（水）から 7 月 7 日（月）まで
- (2) 提出方法

様式 6 の質疑書に記入の上、次のメールアドレス宛に提出すること。なお、件名は「【会社名】ひたちファンクラブ運営業務委託質疑」とすること。

送信先 kochocp@city.hitachi.lg.jp

※ 提出に当たっては、必ず質疑書の送信を広報戦略課に電話で連絡すること。(平日午前9時から午後5時まで)

※ 受付期間を過ぎた質疑のほか、電子メール以外の方法による質疑は受け付けない。

(3) 回答方法

令和7年7月9日(水)から7月10日(木)までに回答を本市ホームページへ掲載する。

※ 回答した内容は、本実施要領の内容に追加及び修正があったものとみなすものとし、回答に対する問合せ及び異議申立ては受け付けない。

9 企画提案書の提出

(1) 提出期限 令和7年8月1日(金) 必着

(2) 提出書類

ア 企画提案書 印刷版15部、データ版一式

※ 1参加者1提案とする

※ 別紙1「企画提案書作成要領」参照のこと。

イ 様式5 提案価格見積書 1部

(3) 提出方法

提出書類を持参、又は郵送で提出すること。ただし、持参の場合の受付は平日午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は受付期間内必着とする。

10 審査

参加資格要件を満たし、かつ提案価格が提案限度額の範囲内にある者について、令和7年度「ひたちファンクラブ」運営業務委託審査実施要領に基づき書類審査及びプレゼンテーション審査を行う。

(1) 書類審査

企画提案書、見積書による審査を行う。

(2) プレゼンテーション審査

プレゼンテーション及び質疑応答による審査を行う。

ア 日時等

(ア) 日 時 令和7年8月19日(火) 予定 ※ 詳細は別途連絡する

(イ) 場 所 日立市役所内(予定)

(ウ) 出席者 1提案者3名以内

※ プロジェクトリーダーの出席を必須とする

(エ) 実施時間 1 提案者 30 分以内

- ・プレゼンテーション 20 分
- ・質疑応答 10 分

※ 順番は、企画提案書を提出した順とする。

イ 応募者が多数の場合は、審査委員会において、別紙 2「プロポーザル審査基準」の評価項目 1 から 6 に基づき、書類をあらかじめ審査し、3 者を選定する。

ウ パワーポイント等を使用する場合は、パソコンを持参すること。プロジェクター、スクリーン及び HDMI ケーブルは市が用意するので事前に連絡すること。

11 審査及び評価の項目

審査委員会の各委員が別紙 2「プロポーザル審査基準」に基づき、企画提案書の記載事項(書類審査)とプレゼンテーション(プレゼンテーション審査)を総合的に評価し、各委員の総合評価点の合計が高い順に、優先交渉権者及び次点交渉権者の候補者を選定する。なお、総合評価点の平均が 140 点に満たない場合は、再度公募を行う。

※ 詳細については令和 7 年度「ひたちファンクラブ」運営業務委託審査実施要領のとおり

12 審査結果の通知等

審査結果については、参加申込書に記載された連絡先へ電子メールで通知するとともに、本市のホームページで公表する。

なお、審査結果に対する問合せ及び異議申立ては受け付けない。

13 契 約

市と優先交渉権者が提案内容について協議を行い、令和 7 年度 9 月下旬頃に本業務に係る契約を締結する。優先交渉権者が契約を締結できない何らかの事由が発生した場合は、次点優先交渉権者と協議を行う。

14 プロポーザル参加に際しての留意事項

- (1) 参加者は、参加申込書の提出をもって、本実施要領の記載内容に同意したものであるとする。
- (2) 次のいずれかの事項に該当する場合は、失格とする。
 - ア 期限を過ぎて審査書類が提出された場合
 - イ 提出した審査書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 契約締結までに参加資格要件を満たさなくなった場合

(3) 本プロポーザルに係る企画提案は、1 参加者につき、1 提案とする。

なお、提出期限を過ぎた審査書類の内容変更及び再提出は認めない。

(4) 本プロポーザルへの参加に必要な経費は、全て参加者の負担とする。

(5) 提案者が 1 者の場合の取り扱い

ア 書類審査を実施し、審査委員会の各委員の評価点の平均が 115 点以上の場合、プレゼンテーション審査を実施する。

イ 各委員の総合評価点の平均が 140 点以上になった場合に限り、優先交渉権者として選定する。

(6) 提出された審査書類等について、日立市情報公開条例（平成 7 年条例第 1 号）に基づく公開請求があった場合は、原則として公開の対象文書になるが、その者の権利、競争上の地位、その他利益を害すると認められる情報は非公開となる場合がある。公開に支障がある場合はあらかじめ申し出ること。

(7) 提出された書類の返却は行わない。

(8) 提案上限金額を超える提案は無効とする。

15 プロポーザルの辞退

参加申込書の提出をした後、本プロポーザルを辞退する場合は、様式 7 の辞退届を広報戦略課に持参又は郵送で提出すること。ただし、市が辞退届の受領よりも前に受領した書類等は返却しないものとする。

16 書類の提出先及び問合せ先

〒317-8601 茨城県日立市助川町 1 丁目 1 番 1 号

日立市市長公室広報戦略課（4 階海側）

電話番号 0294-22-3111（内線 293）

F A X 0294-21-1663

メール kochocp@city.hitachi.lg.jp

以 上